

桑名市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第28号

桑名市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第19条の2第4項の規定に基づき、本市が設立した地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の当該地方独立行政法人に対する損害を賠償する責任の一部免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第19条の2第4項の条例で定める額)

第2条 法第19条の2第4項の条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。